

一般社団法人 墨田区薬剤師会定款
定款施行細則

平成23年4月1日

一般社団法人 墨田区薬剤師会

平成26年4月1日改定

平成28年4月1日改定

平成30年4月1日改定

令和2年4月1日改定

令和4年4月1日改定

令和5年4月1日改定

令和6年4月1日改定

一般社団法人墨田区薬剤師会 定款施行細則

第1章 会員

【会員種別資格権利】

第1条 定款第2章第5条に定められた会員の資格と権利を以下の表に示す。

	A	B	C (賛助)	地区	墨病薬 A	墨病薬 B	学生
日本薬剤師会会員	○	○	○	×	×	×	×
東京都薬剤師会会員	○	○	○	×	×	×	×
日薬・都薬研修会	○	○	○	△1	×	×	×
代議員	○	○	○	×	×	×	×
総会構成員	○	○	○	△2	○	×	×
監事	○	○	○	×	○	×	×
会長	○	○	○	×	×	×	×
副会長	○	○	○	×	×	×	×
理事	○	○	○	×	○	×	×
部会長	○	○	○	×	○	×	×
委員	○	○	○	○	○	○	×
墨田区薬剤師会研修会	○	○	○	○	○	○	○
新年会参加資格	○	○	○	○	○	×	×
学校薬剤師	○	○	×	○	×	×	×
休日担当薬剤師	○	△4	×	△3	△4	△4	×

△1 東京都委託研修会等については薬剤師は○

△2 総会の構成員ではないが、傍聴することができる。議決権なし。

△3 薬剤師の場合○

△4 希望により勤務可能

【会員の義務】

- 第2条 (1) 本会会費、その他の納入金を納期日までに確実に納付すること。
(2) 総会・研修会その他本会主催の会合への積極的な出席及び協力を行うこと。
(3) 本会の事業活動及び運営に主体的に参加すること。

【入退会申込書】

第3条 定款第2章第6条および第9条の規定する入会申込書及び略歴書並びに退会届の様式は東京都薬剤師会の入・退会手続書を準用する。

【入退会】

- 第4条 (1) 新たに本会に入会しようとする者は、定款第2章第7条で定められた入会金300,000円と規定の入会年度会費を入会金とともに一括納入する。次条の規定にかかわらず、定款第6条の規定による理事会承認後、速やかに納入しなければならない。但し、入会金は、一事業所あたりとする。
- (2) 前条及び前項に定めるもののほか入退会に関し必要事項は別途定める。
- (3) 本会は、会員原簿を作成・保存し、常に更新する。
会員にあっては、提出書類に変更があった場合は速やかに会長に申し出ることとする。
開設者の変更があった場合は、委員会において(新入会にあたるか)審査を行う。

第2章 会費及び負担金の徴収

【会費の納期】

第5条 会費は4ヶ月毎に所定の期日までに納入、もしくは1年分を所定の期日までに納入するものとする。

墨田区薬剤師会会費 料金体制

会員	処方箋枚数/月	墨薬	都薬	日薬	年額合計	月額(÷12)
A	イ 0~99	64,000	56,000	18,000	138,000	11,500
	ロ 100~299	88,000	56,000	18,000	162,000	13,500
	ハ 300~799	112,000	56,000	18,000	186,000	15,500
	ニ 800~1,599	148,000	56,000	18,000	222,000	18,500
	ホ 1,600~1,999	196,000	56,000	18,000	270,000	22,500
	ヘ 2,000以上	232,000	56,000	18,000	306,000	25,500
B	設定なし	8,000	28,000	9,000	45,000	3,750
賛助	設定なし	28,000	56,000	18,000	102,000	8,500
地区	設定なし	24,000	0	0	24,000	2,000
病薬	A 設定なし	14,500			14,500	
病薬	B 設定なし	4,000			4,000	
学生	設定なし	0			0	

第6条 本会は社団法人日本薬剤師会及び社団法人東京都薬剤師会より委託された会費・負担金の徴収を行うものとする。

会員	都薬	日薬	合計
A	56,000	18,000	74,000
B	28,000	9,000	37,000
賛助	56,000	18,000	74,000

第3章 会務執行の組織

【執行部】

- 第7条 (1) 本会には会務ならびに事業を円滑に執行するため次の部を設けることができる。
- (2) 各部の部長は会長の委嘱により理事が分担する。
- (3) 各部の担当理事（部長）はその部の事業の経過及び結果を会長に報告するものとする。
- ①総務部 庶務、事務所管理、人事及び渉外並びにその他いずれの部にも属さない事項
 - ②財務部 会計、経理に関する事項
 - ③学術部 薬学の研究、技術の研修及び医薬品情報の伝達・研修会開催に関する事項
 - ④保険部 レセプト及び医療保険に関する事項
 - ⑤学校薬剤師部 学校薬剤師並びに学校その他集団施設の環境衛生改善に関する事項
 - ⑥広報部 会報等出版及び情報提供に関する事項
 - ⑦管理センター部 管理センターの運営に関する事項
 - ⑧休日応急部 応急診療所内薬局の運営に関する事項
 - ⑨防災部 災害緊急時の体制・対策に関する事項
 - ⑩実務実習部 薬学実習生受入に関する事項
- (4) 前項に掲げるもののほか、特に必要があると認めるときは、理事会に諮り、部を設けることができる。

第4章 委員会

【委員会】

- 第8条 (1) 定款第6章37条の規定により設置する委員会は、会長の諮問機関とする。
- (2) 各委員会は、諮問された事項に限り審議する。
- (3) 委員会の委員は、会員の中より理事会の承認を経て会長が委嘱する。

【委員会の構成及び運営】

- 第9条 (1) 委員会は委員の中から委員長・副委員長各1名を互選する。
- (2) 委員会は委員長が招集し、議長となり、会議を主宰する。
- (3) 委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。
- (4) 委員長は、委員会の経過及び結果を担当理事及び会長に報告しなければならない。
- (5) 委員長及び副委員長は、必要あるときは理事会に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。
- (6) 委員会における専門的事項の審議に特に必要と認めるときは、会長は、専門委員を委嘱することができる。

【委員の任期及び解任】

- 第10条 (1) 委員の任期は委嘱のときの他の役員の任期をこえないものとする。
- (2) 委員として適当でないと認めたときは、会長は、委員の解任を行うことができる。
- (3) 専門委員の任期は、その委嘱した事項が完了したときをもって終わる。

第5章 資産及び会計

【会計の区分】

- 第11条 (1) 本会の経理は一般会計と特別会計に区分する。
- (2) 通常会費、寄付金及びその他の収入を一般会計とする。
- (3) 特別の目的を以て徴収した会費、負担金、寄付金及びその他の収入金に関する出納を特別会計とする。
- (4) 特別会計の経理は一般会計に準ずる。

【会計間に繰入】

第12条 一般会計と特別会計との間に必要があると認めるときは、当該年度の予算の範囲内において、理事会に諮ったうえ、相互に資金の繰入をすることができる。

【経費の支弁】

第13条 各会計年度における経費は、その年度内の収入を以て支弁する。但し特別の場合は理事会に諮ることによりその限りではない。

【一時借入】

第14条 本会は出納上必要のあるときは、理事会の決定を経て、一時借入をすることができる。特別の場合を除き、一時借入金は、当該年度の収入を以て償還しなければならない。

【予算及び決算】

第15条 (1) 予算並びに決算については、定款第41条に従い、理事会の承認を経たうえで、総会の承認を受けなければならない。
(2) 規定予算の追加又は補正をしようとするときも同様とする。
(3) 予算案を総会に付議しようとするときは、収支予算案・財産目録その他必要な書類を総会に提出しなければならない。

【予備費】

第16条 予算には、予測しがたい予算外の支出に充てるために必要な予備費を設けることができる。

【繰越金】

第17条 各年度における余剰金があるときは、その翌年の収入に繰り入れるものとする。

【経理の責任】

第18条 本会の経理に関しては、会長が責任を負うものとする。

第6章 管理センター及び会営薬局

【管理センターの設置】

第19条 本会は必要に応じ、総会の議決を経て医薬品管理センターを設置することができる。

【管理センターの運営】

- 第20条 (1) 前条の管理センターの運営は本会が行う。
(2) 管理センターの運営に必要な事項は別に定める。

【会営薬局の設置】

第21条 本会は必要に応じ、総会の議決を経て会営薬局を設置することができる。

【会営薬局の運営】

- 第22条 (1) 会営薬局の運営は本会が行う。
(2) 会営薬局の運営に必要な事項は別に定める。

【総会への報告義務】

第23条 第20条第2項及び前条第2項により定めた事項は、総会に報告しなければならない。

「付則」

【施行細則の変更】

第24条 この会則施行細則は理事会の出席者の過半数以上の議決を経なければ変更することができない。

この定款施行細則は、平成23年5月19日より施行する。

平成30年4月1日より施行される。 第4条(3)追加

令和2年4月1日より施行される。 第5条文言追加

令和4年4月1日より施行される。 第4条(1)改定

令和5年4月1日より施行される。 第1条 第2章第5条 追加

令和6年4月1日より施行される。 第1条 第2章第5条 変更

役員報酬に関する規定

第1条 役員報酬以下の通りとする。

会長手当	30,000円/月
監事手当（会計監査手当を含む）	30,000円/年
理事手当（会長は除く） （但し理事会に2/3以上出席する）	30,000円/年

職務執行の対価として支払われる定額(月額・年額)の報酬は以下の通りとする。

会計(入金)手当	5,000円/月
会計(出金)手当	5,000円/月
管理センター所長手当	5,000円/月

この役員報酬に関する規定は

平成26年4月1日より施行する。

平成28年4月1日より施行する。

平成30年4月1日より施行する。

令和2年4月1日より施行する。

第1条の文言を改定及び報酬表を追加する。

第1条の報酬表の一部削除する。

第1条の報酬表の一部を削除する